

和泉流〈禁野〉と〈牛盗人〉の成立考：語 りの働きに着目して

木村, 信太郎 / KIMURA, Shintaro

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

76

(開始ページ / Start Page)

120

(終了ページ / End Page)

111

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012808>

和泉流〈禁野〉と〈牛盗人〉の成立考——語りの働きに着目して——

人文科学研究科 日本文学専攻

博士後期課程一年 木村 信太郎

はじめに

狂言は台詞のやり取りに、歌・舞などの演戯を交えてストーリーが展開する。そのような演戯の一つである語りを聞かせることをねらいとし、かつ、その語りが源になってストーリーを生み出したと見られる狂言がある。そのような狂言に和泉流〈禁野〉と〈牛盗人〉がある。

〈禁野〉は、大蔵・和泉・鷺の各流の所演目であり、『続狂言記』にも所収されている。いずれにも語りがあるが、大蔵・和泉では、内容が違っている。大蔵流の語りは、冒頭近くに語られ、禁野・雉の宮・助鷹の由来を内容とする。これに対し、和泉流の語りは、結末で語られ、長柄人柱伝説を内容とし、それ自体を「じっくり聞かせる」(注1)ことをねらいとしている。『続狂言記』のものは大蔵流と同内容であり、鷺流の場合は、二つの語りが記載され、一つは大蔵流のものに似ているが、独自のものであり、もう一つは和泉流のものと同じである。

また、〈牛盗人〉は、現在、和泉流だけで行われている。天理本に〈牛盗人〉があるが、これは、現行〈牛盗人〉とは内容がまったく違っている。天理本〈牛盗人〉にある語りを生かして、内容を改変したものが現行〈牛盗人〉であると考えられる。

本稿では、そのような語りのある、和泉流〈禁野〉と現行〈牛盗人〉を取り上げ、語りが、それ自体を聞かせることにねらいがあること、ストーリーの源になっていることの外にどのような働きをすることによって、それらの狂言が成立するに至ったかを考察する。

(一) 和泉流〈禁野〉の成立

(1) 大蔵流〈禁野〉の成立

和泉流〈禁野〉の語りの働きを考察するに当たり、大蔵流〈禁野〉の成立について考えておきたい。

まず、大蔵流宗家系台本の最も古い形を伝えたとされる虎清本によってあらすじを見よう。

所の者(アド)が出て、この野で雉を射殺す者がいるので、この者から剥ぎ取りをする考えがあると言い、徒ら者(次アド)の所へ相談に出かける。大名(シテ)が現れたので、所の者が話し掛け、この野に雉が多い由来を教えてほしいと言い、大名がこの野の由来を語る。所の者が今日雉が羽音を立てないのは古歌を知っているからだと言って大名に古歌を教える。そ

の時、雉がいると言って弓を奪い、大名を脅す。そこへ徒ら者が出て、二人で大名から刀・衣類を剥ぎ取って退散する。

次に語りの詞章を見よう。以下、詞章の引用は古川久編『狂言古本二種』（わんや書店、一九六四年）に拠り、適宜漢字を当てた。

シテ(大名) 此野の名所成仔細は。すいく天皇、①此交野へみゆきあつて。あけくれ御鷹をつかはれしに。諸鳥めいわく仕り。血の涙を流し。津の国天王寺さしてにげて行を。太子御覽じて。わうるに御いけん被成。都へくわんぎよあつて。その御あとを禁野となづけ。よ人鷹をつかふ事ならず。其ころにてや候らん。三足の雉出来る。化鳥なれば。退治あるべきと被成候へ共。②大和の宇陀の郡をかけてすみ。これにてとらんとすれば。ひとはに宇陀の郡へ行。宇陀の郡にてとらんとすれば。此野へ参る。一もつの鷹をあはずれば。かの雉の尾。やひばの剣なれば。御鷹を刺し通す。其時の鷹匠せいしんと申者いろいろ巧みて。くろがねにて鷹をつくりあわせ候へば。かの雉いつもの鷹と心得て。刺せ共く刺されず、其時いちもつの大鷹を。助鷹にやりかけ候へば。ひしと取り組みたる所を押さへて取りてみかどへ捧ぐ。みかどゑいかんましゝて。則其雉を。ところの宮にいわる候て。雉の宮と申せとの御事にて。雉領を被下。雉の宮とて今にあり。それより助鷹といふ事始まりけると也。

③かやうの仔細により此交野は禁野とて名所にてあるぞとよ

なお、大藏流宗家系台本の諸本間には次のような異同が見られる。

- ① なし(虎寛本)
- ② なし(虎明本・虎寛本)

③ 此交野は名所にてあるとよ(虎明本)、其跡を禁野と名付け、今に至るまで殺生禁断なり(虎寛本)

それでは、右の語りがどのような経緯で語られるのか、アドの言動を、順を追って見ることにする。順序を示す数字、見出し(場面の表記)、傍線は私意に拠る。

1 アド(所の者)の登場

あと「これは河内の国交野郡。禁野の雉領にすまひする者で御さある。此間何物やらん交野に出て(雉を)射殺す者がある。にくい事を致す程に。(かの者をはきとらうと存か)たくみいだいた事がある。

2 シテ(大名)が雉を射取つたと答えた後に禁野の由来を尋ねる

あ「それは一だんの御手柄で御さある。此野は子細があつて。雉もおゝいと申せども。その子細は存せぬ事で御さある。さやうの子細を御存知ならば承りたう候

3 シテが古歌を知らないと答えた後に古歌を教える

あ「物言へば。父は長柄の橋柱。鳴かずは雉の射られましきを。此歌は。津の国長柄の(橋の)人はしらに立ちたる者の娘。雉の(ほろゝを)かけて射殺されたを見て。よみたる歌にて候。

して「一だんおもしろい。おぬしはたゞ人ではおりないぞ あ「いや申、あれにきじがいまらす……して「いやついにゑみぬ。むねんな事じゃしてしまい あ「ゑごらうぜられずは。みどもにその弓と矢をおこさせられい。いころしてしんぜう して「さらばおぬしいさしめ(弓と矢をあどへわたす)

4 シテから弓を受け取って替し、シテが驚いた時

あ「何事とは。先にかたゝの語らるゝやうに。子細さまゝあつて。禁

野に定め置かれて。此野の鳥は。殺す事がならぬに。きのふも射殺いたと言わるゝほどに。かた／＼のいのちをとらう。

5 仲裁を装った共謀の徒ら者（次アド）がシテを殺そうとする理由をアドに尋ねた時

あ「いや聞かしめ。わたくしは雉領の者じやが。あの人が此禁野にて。きのふも雉を。射殺いたと言わるれ共。此弓矢を持つていらるゝところで。え申かゝらなんだ。てうりやくとして。弓矢をとつたほどに申。此禁野にて。鳥を殺すものか。

以上のアドの言動で注目したいのは、2で自分は知らないからと言つて、シテに語らせた禁野の子細を、4でシテを脅すために持ち出している点であり、さらに、3でアドが「物言へば」の歌を教えると、シテが「一だんをもしろい」と言つてアドに気を許した時、この時とばかり、アドは「雉がいまらする」と言つて、「身共にその弓と矢をおこさせられい」と弓矢を奪う計画の実行に掛かっている点である。このように、語りも、古歌も、アドが剥ぎ取りをするため「たくみいだいた事」、その周到な計画に基づいて語らせ、教えていると見られるのである。

禁野由来・雉の宮助鷹由来の語り、アドの剥ぎ取りの周到な計画を実行する段取りに組み入れられ、シテに禁を犯している事を気付かせ、剥ぎ取りを正当化する役割を担わされることによって、大蔵流（禁野）は成立したと考えることができるだろう。

このように、大蔵流の語りはストーリーの展開に関わることに、その働きの特徴を見ることができる。

(2) 鷺流（禁野）の演出

次に、鷺流（禁野）の語りの働きについても、鷺流保教本に拠つて見ておくことにする。保教本は、鷺分家三世伝右衛門保教が享保元年（一七一六）から享保九年（一七二四）の没年までの間に著した台本である。以下、詞章の引用は『鷺流狂言伝書保教本二』（天理大学出版部、一九八四年）に拠り、（ ）内に振り仮名・傍記を記し、私意により、読点を付した。まず、あらずじを見よう。

所の者（アド）が殺生禁断のこの地で殺生する者がいるので問い質したいと言つて、スツパ（ツレアド）に相談に行く。禁野へ狩獵に来た大名（シテ）に所の者が供をし、大名が禁野の由来を尋ねるので、所の者が語つて聞かせる。その後、所の者は雉がいると言い出し、見えないと言う大名から弓矢を奪つて脅す。スツパが出て大名に刀も衣装も渡すように言う。スツパが衣装を持ち逃げし、所の者が追う。大名が古い事を思い出したと言つて長柄人柱伝説の語りをする。

これは演者が三人の場合で、二人の場合は所の者だけで剥ぎ取りを実行し、これが鷺流の元々の形（注2）だとされる。

語りは〔前〕〔後〕二つあり、〔前〕の語りは所の者が大名に語るもので、〔後〕の語りは剥ぎ取られた大名が語るものである。それらの語りを次に掲げる。

〔前〕（禁野由来・雉の宮由来）

〔扱モ〕人皇十八代履中（リチウ）天皇初テ御狩シ（ヲ被成）給イ、其後代々ノ皇（スベラキ）此郊野（カウヤ）ニ御狩有ル故ニ、地下此所ニテ殺生致ス事アタハズ、郊野ノ禁野ト云（申候）、其後文徳天皇ノ御宇ニ三足ノ雉

子此野ニ出シテ、王子惟喬是ヲ狩シ（カラセ）給イ、白キ三足ノ雉子ヲ（取ツテ）天王ヘミソナハシ給フ、則神代ノナ、シノ雉子ノ真（神）灵（シンレイ）ナリトテ、都ヨリ此地ニ返シ（給イ）、雉子大明神トナシ（祝）給イ、今ニ其印有、扱（其後ニ）清和ノ御宇ニ此野ノ御狩ヲ永ク止（ト、メ）給イ、殺生禁斷マシ（テヨリ、弥（イヨク））此地ハ禁野ト申也（名付候）

〔後〕（長柄人柱伝説）

昔、孝徳天皇ノ御宇ニ、摂津ノ国長柄（ナガラ）ノ橋ヲカケサセ給フガ、幾度カケテモ成就セズ、如何ナサント思召所ニ、アル點（コザカシ）キ者ス、ミ出テ申様、ケ様ノ事ハ勿ク御座有、人柱ヲ立候ヘハ、則橋成就仕候ト申ケル程ニ、ケニモト思召全儀アレド、我立（タ、）ント申者ナカリシ故、所詮（シヨセン）其云（イ、）出シタル者ヲ立ヨトテ、カノ者ヲトラヘテ、水底（ソコ）ニ沈（シツメ）ケレハ、則成就仕候、カノ者一人ノ娘有シガ、嗟悲（ナケキカナシミ）イタリケルガ、アル者養育（ヤウイク）シテ育（ソタ）テ縁（エン）ニ付ケケルニ、幼少ノ時ヨリ成人ノ後迄、終ニ物ヲ云ハサリケル故、是ハ妻ニハカナフマジトテ興（コシ）ニ乗セ返シケルガ、折節此禁野ノ野邊ヲ通りシ時、キマスノナク聲ヲ聞イテ、狩人ノ射ケルヲ見テ、コシノ内ヨリ一首ノ哥ニ、物云ハシ父ハ長柄ノ橋柱ナカズハ雉子モ射ラレサラマシ、ト詠ゼシヲ聞イテ、扱ハ娘コソ物ヲヲシヤレトテ、頓テトモナイ帰リテ、子々孫々迄栄花ニ暮シケルトナリ、カノ者ノ父ハイワレサル事ヲ云出シタル故、人柱ニ立ツ、禁野ノ雉子ハナキタル故ニ狩人ニ射ラル、某モ其コトクイラサル弓ノ射手シヤト云フテ、此姿（スカタ）ニハナツテ御座ル、南無三宝シナイタルナリカナ

では、これらの語りの働きを見ることにしよう。

まず、〔前〕の語りについて見ると、注記に「此禁野ノ子細聞事ハ鷺大倉共

無之」とあるが、「禁野ノ子細聞事」は虎清本以下の台本に見え、大倉に無いとする点不審だが、鷺にはなかったと見てよいだろう。「河州禁野和田寺ヨリ承記」と注記にあるように、保教が新たに加えたものと見られる（注3）。

その語りの働きについて見ると、注記に「禁野ノ縁記ヲ語ニ入故、取所モ如此付ル」とある点は、「語過ト大臣柱ノ方ヲ見、雉子カイマスルト云」と注記にあるように、語りに雉子大明神の由来として雉子の事が出てくるので、その連想から雉子を捕らえようとする演技を続けたということだと考えられる。この場合、語りの働きは、ストーリーの展開に関わることと言えるだろう。

次に、〔後〕の語りの働きについて見よう。注記に「鷺ニハ語有、鷺方ニハ跡ニ語有故、爰ニテホロ、ノ事ハ不言」とある点は、「ホロ、ノ事」とは「物云シ」の古歌に関わる事であり、そのような長柄人柱伝説に関わる事は台詞で小出しにするのでなく、語りによってまとめて伝える意図を示したもので、この語りを聞かせることをねらいにしていたと見られる。

だが、注記には、「永クシテ悪敷、語ニテ出来ルト云事ハマレナリ、ヨク（功者ニ無之ハ成カタキ故、大方ライコミナリ、此語ハ前二モ語、先定リハ末の語也）」とあって〔後〕の語りを本来のものとしながらも、実際は語られず、大蔵流のように、追込みで終わることが多かったことがわかる。

これまで見た保教本と江戸後期の伝右衛門派台本の常磐松文庫蔵本に見る三人の場合のストーリーは大蔵流とほぼ同じである。保教本では結末に長柄人柱伝説の語りを配し、その注記から、これを聞かせることをねらいにしたと見られるが、大蔵流のように終わる演出が多く行われたようである。また、常磐松文庫蔵本には、結末に長柄人柱伝説の語りを聞かせる和泉流に近い演出の記載（注4）もある。このように、鷺流伝右衛門派では、江戸期には、大蔵流とほぼ同じ演出、和泉流に近い演出の両方が行われていたと見られる。明治期の宗家（伝右衛門家）系台本の野原弥七郎本・鷺畔翁本を見ると、アドは通行人で

あり、シテが「古い物語を思い出いた」と言つて長柄人柱伝説の語りをし、「某ハ持付ぬ弓を持って射手じやといふた故に小袖上下迄はぎ取られ、口故恥をかい」と嘆いて終わり、和泉流とほぼ同じ演出になっている。

さて、鷺流（禁野）の語りの働きを整理すると、保教本にあった二つの語りの内、一方の禁野由来雉子の宮由来の語りは、所の者が大名に殺生禁断・雉子大明神の由来を教えるために語られ、直後に雉子発見の嘘に繋げられ、最後に「覚カナイトハ此殺生禁断ノ所へ毎日ウセテ雉子ヲ射ル、ソレガヨイカ是ガヨイカ」と脅す剥ぎ取り正当化の口実に繋げられる。このように、「前」の語りはストーリーの展開に関わることに働きの特徴を見ることが出来るだろう。だが、こちらの語りはそれ以後の台本に見られず途絶えてしまう。もう一方の長柄人柱伝説の語りはその後の台本にも維持されている。

なお、この長柄人柱伝説の語りがある鷺流（禁野）については、和泉流との関係、鷺流の宗家系と伝右衛門派との関係が問題となる。この問題の考察に当たっては、別稿を期したい。

(3) 和泉流（禁野）の語りの働き

和泉流（禁野）の成立を考えるに当たつて、まず、あらずじを、和泉流宗家系の最古の台本である天理本によつて見よう。以下、詞章の引用は北原保雄・小林賢次著『狂言六義全注』（勉誠社、一九九一年）に拠る。

大名（シテ）が狩に出掛ける途中、通行人（アド）を呼び止めて同行させ、弓矢で脅し、これを持たせる。すると、通行人が大名の態度に腹を立てて、矢で脅し、衣類を奪つて逃走する。大名は思い出した事があると言つて、長柄の橋の人柱をめぐる故事を語り、自分も弓矢を持たせなければ、こんな目に遭わなかつたものと嘆いて終わる。

右のあらずじの結末に見える語りの詞章は次のようになっている。

扱も、昔長柄の橋をかけ給ふに、此橋ついに成就仕らず、ある人の申されるは、橋の成就致さぬには、人柱を立てらるれば、必成就仕ると申さるゝ、さらばとあつて、則彼申出したる人を人柱に立給ふ、案の如く思ひのまゝに此橋成就仕る、去程に彼人、吾人の息女を持給ふが、御縁につかせ給ふ所に、如何成事にや、三年の間物のたまわず、せん方なく古里へ送り申さるゝ時、此禁野を通り給ふに、雉一声音（ネ）を出す、御供の人々頓而彼雉を射て取、御輿の内へ参らすれば、姫君御覧じて一首御歌に、物言わば、父は長柄の橋柱、鳴かずは雉も射られざらまじと、か様に口づさみ給へば、御供の人々は是を聞、姫君の物のたまふ事の目出さよと喜び、何とて三年の間、物のたまわぬぞと不審をなし申せば、其時姫君、我父は口故長柄の橋柱に立ち給ふ、たゝ物言わぬ程の事はあるまじきと仰らるゝ、それより又御輿を戻し、御縁を結び御子数多出来、富貴の家と成給ふ、某も彼すつばめに、弓矢を持せずは、か様のなりには成まひ物を、あゝしなひたりやく

まず、前節で見た保教本の「後」の語りと右の語りの詞章の違いを見ておこう。保教本には、冒頭に「孝徳天皇ノ御宇」とあるが、そのような時代の指示がない。また、男が人柱を提言した後に「ゲニモト思召全儀アレド申者ナカラン故」とあるのに対し、そのような説明がない。雉が鳴いた時にそれを射るのが「狩人」であるのに対し、「御供の人々」とあり、娘が詠んだ歌の初句を「物云ハシ」とするのに対し「物言わば」とするなどの違いが見られる。

さらに表現の違いを見ると、「カノ者ヲトラヘテ、水底（ソコ）ニ沈（シツメ）ケレバ」に対し「則彼申出したる人を人柱に立給ふ」とあり、「碓悲（ナケキカナシミ）イタリケルガ、アル者養育（ヨウイク）シテ育（ソタ）テ縁ニ付ケケルニ」に対し「御縁につかせ給所に」とあり、「幼少ノ時ヨリ成人ノ後迄」に

対し「三年の間」とあるなど、保教本では説明が詳しいのに対し、右の和泉流の語りでは簡潔な言い方をしているという違いが見られる。

だが、それと逆に、「扱ハ娘コソ物ヲヲシヤレトテ」に相当する「姫君の物のたまふ事の出さよと喜び」の後に「何とて三年の間、物のたまはぬぞと不審をなし申せば、其時姫君、我父は口故長柄の橋柱に立ち給ふ、た、物言わぬ程の事はあるまじきと仰らるゝ」という右の語りだけに見られる箇所がある。

結末について見ると、保教本で「カノ者ノ父ハイワレサル事ヲ云出シタル故、人柱ニ立ツ、禁野ノ雉子ハナキタル故ニ狩人ニ射ラル、某モ其コトクイラサル弓ノ射手シヤト云フテ、此姿（スカタ）ニハナツテ御座ル、南無三宝シナイタルナリカナ」とあるのが、右の語りには「某も彼のすつばめに、弓矢を持せずは、か様のなりには成まひ物を、あゝしないたりやゝ」とある。この違いは、保教本で大名の言葉にしていることを右の語りで姫君の言葉としていることにもよるが、保教本では、大名が射手だと誇り、所の者を供にして弓を奪われて脅されたのに対し、天理本では、大名が通行人に弓を持たせて脅されたというストーリーの違いによると言えるだろう。

以上に見たように、右の和泉流の語りは、時代を言わず、簡潔な口調で伝説を語るという特徴が見られる。そのような語りを大名が結末に語るのは、「某も彼すつばめに、弓矢を持せずは、か様のなりには成まひ物を、あゝしないたりやゝ」と嘆くためであり、そのために長柄人柱伝説を持ち出したのは、それに大名の軽率な行為を重ねることによって、軽率な行為を印象付ける効果があるからであり、同時に伝説そのものを聞かせるねらいがあったからだと言えよう。

では、そのような語りを聞かせることをねらいとしたのは、なぜだろうか。それは、先学が既に指摘されているように、「唱導師やその他の芸能者などによって巷間に流布されていった長柄人柱伝説は、『鳴かずは雉も射られざらま

し』が諺と化すほど民衆の生活にとけ込んで」（注5）おり、「この長柄人柱伝説は、現在でも、昔話（弓が鉄砲に変化してはいるが）」として語り継がれているし、『雉も鳴かずば』という諺として広まっているように、それだけ語っても、十分聴衆を喜ばせるに値するもの」（注6）であり、長柄人柱伝説が広く流布し、人気があったからだと考えられる。

次に、〈禁野〉では、どのように語りがストーリーの源になったかを見よう。右の語りは、自分で言い出したために長柄の橋の人柱にされた男のこととその後悔の念を印象的に伝えるという効果がある。このような後悔の念をシテに語らせるために、この結末から逆に、軽率な行為のために剥ぎ取りに遭ったというストーリーが構想された可能性を考えることができるだろう。

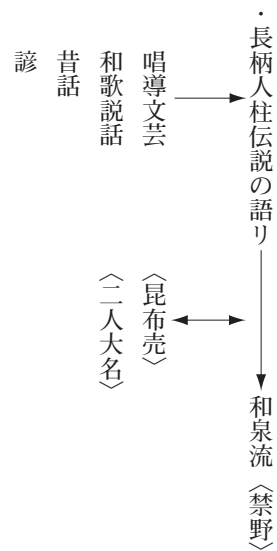
なお、天理本には、次のような演出注記が見られる。

アト／急の使に仕ると云 昆布売の心也、弓矢を持たする也、太郎冠者と云て呼ぶ事も同事、右あど持事はなるまひと云時、弓にて射る仕方して脅す也

シテ／上下脱いでやる、後は二人大名のごとく、帷子計になる

右のような注記から、〈禁野〉〈昆布売〉〈二人大名〉は、それぞれが類曲と見られていたことがわかる。これらの狂言の成立の前後関係は不明であるため、影響関係がわからないが、〈禁野〉のストーリーは〈昆布売〉〈二人大名〉との関わりの中で形成されたと思われるだろう。ともあれ、〈禁野〉の場合、語りがストーリーの形成に関わったと見られる点に、語りの働きの特徴を見ることができよう。

以上見てきた和泉流〈禁野〉の成立を図示すれば、次のようになるだろう。



〔二〕和泉流（牛盗人）の成立

和泉流（牛盗人）の成立を考察するに当たり、そのあらずじを、三宅庄市手沢本を底本とする三百番集本（野々村戒・安藤常次郎校註『狂言三百番集』下：富山房、一九四二年）によって見よう。以下、詞章の引用は三百番集本に拠る。

法皇の車の牛が盗まれ、盗人を訴え出れば、その同類でも罪を許し、褒美を望み通りに与えるという高札が立てられる。犯人の子が大切な願いがあると云って訴えて出る。子は牛奉行に対して当人と対決の上で白状させると言う。犯人の兵庫三郎が召し捕られて奉行の前に引き出される。三郎は否認するが、訴えたのが我が子と知り、罪を認め、大切に育てた子に訴えられたと嘆く。三郎は親の追善をするために盗んだ牛を売ったと答え、その理由として、仏弟子が親の追善のために牛を盗み、それを布施に換えるために深山で諸木に妄語戒を授けたという故事を語る。三郎が引つ立てられようとすると、子が褒美に親の命を助けてほしいと願ひ出る。奉行が受け入れず、子は共に成敗してほしいと言う。三郎は感激し、奉行も同情して、親の命を助ける。親子の絆と孝行を讃える謡で留める。

右の三郎が牛を盗んだ弁明のために語った語りの詞章を次に見よう。

殺生偷盗。邪淫妄語飲酒戒。これ皆仏の戒めなり。仏、出世の御時。しやうしん比丘とて貧賤第一なる御弟子のありしが。親の追善あらんと思し召せども。さらに叶はず。ある所にて牛を一匹盗取り。盗みたる牛売らうといへば勿体無し。たゞ売らうといへば妄語戒を破る。所詮山に入り。諸木に妄語戒を授け。戒の布施に取らばやと思召し。頓て深山に分け入り。諸木に妄語戒を授け。それより布施に取りたる牛売らうと宣へば。市人出合布に代ゆる。頓てお僧を供養し。かの布を布施に参らす。布施とは布を施すと。書きたるもの謂はれなり。仏弟子の御身にさへ。牛を盗んで親の追善をし給ふ。況や凡夫の某が。牛を盗んで親を弔ふ事。何の科にかなり候べき。

右の語りの特徴を見ると、仏弟子が親の追善のために盗んだ牛を売ったという故事を語り、そのことによって自らの盗みを正当化している点にある。

では、そのような特徴のある語りがどのようにしてストーリーを生み出す源になったのだろうか。ところで、〈牛盗人〉については、「天理本は虎明本（牛博劣）と同内容なので、〈牛博劣〉を（鶏猫）を参考に改作したのが本曲らしい。」（注7）とされる。天理本には〈牛盗人〉の台本に相当する部分の記載がなく、抜書に二つの語りが記載され、その前後の記述を含めてそれらの点が虎明本（牛博劣）の記述と一致することから、両者は同一曲と見られる。まず、十三世宗家大藏弥右衛門虎明が寛永一九年（一六四二）に書写した虎明本によってあらすじを見よう。以下、詞章の引用は、池田廣司・北原保雄著『大藏虎明狂言集の研究本文篇』に拠った。

牛博勞が、親類の者は自分の仕事を見下し嘆いているのだと言い、実は、

牛は大日如来の化身、農業の役に立ち、天子の車を引き、法華経で牛の車が菩薩に喩えられるなど、有難いものであり、牛を売って妻子を養えるのだと語る〔前〕。そして、最近手に入れた牛を親の追善をするために売るのでと言い、市へ向かう。そこへ、何某が現れ、自分の牛が盗まれたので、市へ行つて探すのだと言う。何某が牛を見て自分の物なので、牛を返せと言ひ、牛博勞は盗んだ牛でも売って差し支えない理由があるのだと言ひ、仏弟子の「しゃうじん比丘」が親の追善のために牛を盗み、それを布施に換えようと深山で諸木に妄語戒を授けたという故事を語る〔後〕。だが、何某は受け付けず、牛を取り返し、牛博勞が綱は自分が付けたのだから返せと言つて追う。

〔後〕の語りは、天理本・虎明本と三百番集本との間に次のような異同が見られる。

・やことなき童子一人眼前に來り、我は此山の木の精なり、御身此山の木に戒を授け給わんと思召心さし、誠に有難く覚え候と申上る、頓而戒を授け給へば、此度草木成仏は、疑ひあるまじきと言ひもあへず失せぬ、是大日如来の化身と成、それより牛を牽いて御歸りあり〔天理本〕
・其時やことなき童子一人参りて申やう、我は此山の木の精なり、御身此山の木に、戒を授けんとて、其木の精に戒を授け給へば、喜ぶ事は限りなし、其時戒の布施とさだめ、〔虎明本〕

このように、天理本・虎明本の語りでは、木の精の童子が現れ、戒を授けられた事に感謝するくだりがあるが、現行の〈牛盗人〉の語りでは、そのくだりがなくなっている。

また、現行〈牛盗人〉と天理本〈牛盗人〉では、盗みの態様に大きな違いが

見られる。

天理本〈牛盗人〉では、牛が盗まれた事実は明示されず、(1) 何某が牛博勞の引いてきた牛を見て「此牛は身共が、四五日いぜんに盗まれた牛じや」〔虎明本〈牛博勞〉〕と同内容のことを言つたと考えられること、(2) 牛博勞が「仏弟子の御身にさへ、牛を盗んで、親の追善をし給ふ、いわんや凡夫の身として、拾うた牛を売つて、親を弔ふに何の子細の候べき、売つてお目に掛けう」と言ひながら、牛を盗んだ「しゃうじん比丘」の故事を語つていること、の二点によつて、牛が盗まれたと知られる。だが、現行〈牛盗人〉では、法皇の車の牛が盗まれた事実を冒頭に牛奉行が述べて明示する。

このように、現行〈牛盗人〉では、盗みが冒頭に明示され、その事件の高札を見た犯人の子が訴え出て、その後の劇的展開につながるようになる。

さて、現行〈牛盗人〉の成立に影響があつたと見られる〈鶏猫〉のあらずじを虎明本によつて見よう。

守護の猫がいなくなり、行方を知らせた者に恩賞を与えるという高札が立てられ、犯人の子が訴えて出る。召し捕られた親は鶏をくわえて逃げた猫に投げた枕が当たつて死んだと答える。守護が親の首をはねると言うので、子は恩賞に親の命を助けてほしい、親が殺されるなら、自分の首を先に切つてほしいと訴え、守護は子の孝心と道理のある訴えを認めて罪を許す。

〈鶏猫〉と現行〈牛盗人〉を比較する上で注目したいのは、子が父親を訴え出るに到る発端の事件である。〈鶏猫〉の場合は、猫の死はとつさに投げた枕が当たつたからという偶発的な事故に起因するのに対し、〈牛盗人〉の場合は、親の追善供養のために牛を盗むという動機の明白な窃盗事件である。〈牛盗人〉では、語りがその動機を正当化するために語られ、事件と語りに密接な関連が

認められる。この点を見れば、現行〈牛盗人〉は、語りを基にしてストーリーが構想された可能性を考えることができるだろう。その際に、〈鶏猫〉を参考にしたいと考えられる。

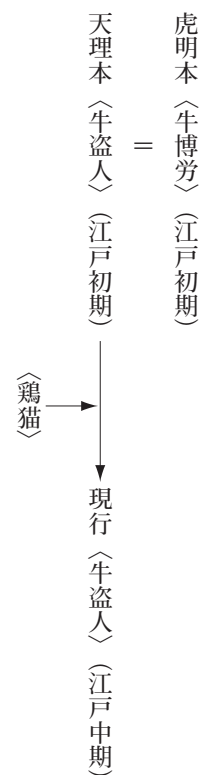
次に、現行〈牛盗人〉成立の時期についても見ておきたい。

和泉流の〈牛盗人〉が現行のものに近い形で見られるのは、鴻山文庫蔵・明和中根本（明和元（一七六四）年書写）、狂言共同社蔵・波形本（天明六（一七八六）年頃書写）以降の台本からである。〈鶏猫〉は虎明本（寛永一九（一六四三）年書写）に見られるので、江戸初期には成立していたと考えられる。和泉流に〈鶏猫〉が見られるのは、明和中根本、波形本以降の台本からである。

〈鶏猫〉と〈牛盗人〉を掲載する台本の成立時期から見て、現行〈牛盗人〉は、〈鶏猫〉の影響下に、江戸中期頃に成立したと考えられる。それは〈鶏猫〉が和泉流で行われるようになったのとはほぼ同時期であると見られる。

では、現行〈牛盗人〉の語りが聞かせることをねらいとされたのは、なぜなのだろうか。この語りは、貧賤第一の仏弟子・しやうしん比丘が親の追善供養の費用を得るために取った行動が話題になっている。この話で興味深いのは、盗んだ牛を売るために妄語戒を破るか否かの比丘としての葛藤が見られる点であり、その解決のために諸木の精に戒を授けるといふ逸話を入れた点であり、さらに、その布施に得た牛を布に代えるという布施の語源を語っている点である。そのような興味深い話材を聞かせることにこの語りのねらいがあったと考えられるだろう。

和泉流〈牛盗人〉の成立を図示すれば、次のようになるだろう。



おわりに―語りによる主題の提示―

最後に和泉流〈禁野〉と〈牛盗人〉の主題と語りの働きとの関係を考えてみたい。

〈禁野〉の語りは、自分の提言のために人柱にされた男とその娘の後日談という周知の伝説にシテの軽率な行為を重ねることによって、それが強く印象付けられるという効果を表すことになる。そこに感得されるのは、シテの惨めな思いとほろ苦い笑いであり、それは「人生不如意の慨嘆」（注8）と言ってよいかも知れない。実は〈禁野〉の語りの働きの重要な点は、そのような主題を示すことにあるのではないだろうか。

さらに、〈牛盗人〉の語りについて見ると、語りには、親の追善供養、つまり親への孝養のために仏弟子が行ったのと同じ行為を凡夫である自分が行ったのだから、当然許されるといふシテの強い確信が窺える。それは、「神か仏か」といふ我が子がシテを助命嘆願したことへの感激（注9）、「げに有難き孝行の威徳ぞ目出たかりける」といふ謡（注10）の結句と響き合うものであり、「孝行讃嘆」といふ〈牛盗人〉の主題を示したものと言えるだろう。

こうして和泉流〈禁野〉と〈牛盗人〉は、語りを聞かせることをねらいとして、語りがストーリーの形成、さらに主題の提示に関わることによって成立したと

言えるだろう。

〔注〕

- 1 永井猛氏「狂言「禁野」の形成と展開―狂言と古今集注―」『説話』五号・一九七四年六月、『狂言変遷考』三弥井書店、二〇〇二年・第一章・一所収参照。
- 2 保教本の注記に「鷺流本式ハ二人」とあるのに拠る。
- 3 橋本朝生氏「禁野」の「語り」（『説話とその周縁―物語・芸能―』「狂言と説話」一勉誠社、一九九三年、『中世史劇としての狂言』Ⅲ三一、若草書房、一九九七年所収）に『伊勢物語』八十二段に惟喬が交野へ出かけたところの付会したものだろうが、地元にそういう伝承があり、和田寺より聞いた保教が改訂あるいは創作したものとしていいだろう。」との指摘がある。
- 4 「△語の有もあり、語があれバ本アト斗り、おい込ミハなし」「右のごとくはがれて、小袖上下ヲ持テアトハはいる、其跡にて語なり」という注記がある。「本アト」とは所の者を指し、このように、アドが通行人でなく、所の者に替わり、その所に剥ぎ取られた大名が結末に語りをする演出を「和泉流に近い演出」と見た。
- 5 堀口康生氏「ものいへば長柄の橋の橋柱―人柱伝説と謡曲『長柄』の間―」謡曲『長柄』のあと」（『芸能史研究』第三二号、一九六七年一月）参照。
- 6 永井氏前掲稿参照。
- 7 竹本幹夫氏・橋本朝生氏編・別冊国文学No.48『能・狂言必携』（牛盗人の項執筆は永井猛氏）参照。
- 8 須田悦生氏が「二人大名」「昆布売」のようなモチーフの単純な狂言（多分に下剋上のな）と、それと並行して存在した長柄人柱の語り芸（禁野なる

場所を含む）が、天理本で結びあわされて、和泉流「禁野」が形成された」（「狂言「禁野」の構成―その形成過程をめぐって―」『伝承文学研究』第十六号、一九七四年七月）と指摘するように、主題をストーリーの面から「下剋上」と見ることもできるが、それを被害者の心情の面から見た時に「人生不如意の慨嘆」と言うことができるだろう。

9 親の命が助からないのなら、「共に御成敗なされて下されい。」と訴える子に、シテが感激して発する台詞は次のようである。

「やいかな法師。そちは神か仏かいい。そのような心入れとは知らいで。最前からの悪口雑言。こらへてくれい。こりや手を合はせて拝みたけれども。

縄目の恥に及うで居れば。手を合はす事さへならぬわい。い。 ト云々逆く」（三番集本）

10 結末の謡は次のようである。

「地〱命助かる親と子は。嬉しさもなかなか。思はぬ程の心かな。かくて伴ひ立帰り。〱。親子の契り、尽きせずも。富貴となりにけり。げに有難き孝行の。威徳ぞめでたかりける。〱。」（同右）